

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 6 年 3 月 18 日

札幌市長 秋元 克広

記

1 契約担当部局

〒060-0007 札幌市中央区北 7 条西 26 丁目

札幌市子ども未来局児童相談所地域連携課 電話 011-622-8620 FAX:011-622-8701

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称

令和 6 年度札幌市社会的養護自立支援事業 生活相談・就労相談支援業務

(2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。

(3) 履行期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所 仕様書により別途協議して定める場所

(5) 入札方法

入札書の記載方法

総価で行う。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった落札希望金額の 110 分の 100 に相当する金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てたものとする。）を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 4～7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において業種が大分類「一般サービス業」のうち中分類「情報サービス、研究・調査企画サービス業」又は「その他サービス業」に登録されている者であること。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申し立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独で入札参加を希望していないこと。

(6) 有料職業紹介事業の許可を得ている者であること。

- (7) 多業種の就業支援等の業務の実績を有する者であって、当該役務の提供が十分に可能な者であること。
- (8) 札幌市内に本店、支店又は営業所等の活動拠点を有していること。

#### 4 入札説明書

上記1の場所で入手できる。なお、交付する期間は、この告示の日から入札日の前日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く）の毎日、8時45分から17時15分までとする。また、札幌市子ども未来局ホームページにおいてもダウンロードすることができる。

#### 5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所  
上記1に同じ
- (2) 入札書の受領期限  
令和6年3月25日（月）9時00分
- (3) 開札の日時及び場所  
令和6年3月25日（月）9時00分  
札幌市児童福祉総合センター1階 面談室4（札幌市中央区北7条西26丁目）
- (4) 入札書の提出方法  
別紙の様式にて作成し、持参又は送付により提出すること。

#### 6 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要。ただし、札幌市契約規則第25条の規定に該当した場合は免除する。
- (3) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書のほかに、入札説明書に示す書類（上記3に掲げる競争参加資格を有することを証明する書類）を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。また、入札者は、開札までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 入札の無効  
本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法等
  - ア 落札者の決定  
札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った落札候補者として、落札保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有すると確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。
  - イ 入札参加資格の審査  
落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であることを審査する

ので、落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、上記3に掲げる競争入札参加資格を有することを証する書類を提出しなければならない。なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を入札参加資格のない者のした入札とみなし、無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を、新たな落札候補者として、上記ウの審査を行う。

以後、落札者が決定するまで同様の手続きを繰り返す。

(7) 詳細は入札説明書による。